

日本国内 自動車解体事業者様向け

# 駆動用バッテリー回収マニュアル

## 《ニッケル水素バッテリー 共通編》

※本書と併せて「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル  
《ニッケル水素バッテリー 車種別編》」を必ずお読みください。

2019年10月

本田技研工業株式会社

# INDEX.....

1. はじめに .....	2
■安全に関する表示について	
2. 駆動用バッテリーのリサイクル概要 .....	3
■駆動用バッテリーの回収・リサイクルフロー	
■駆動用バッテリー回収手順	
3. 駆動用バッテリー高電圧回路作業の注意 .....	6
■高電圧回路作業の全般的な警告	
■高電圧回路作業を行う場所についての警告	
■駆動用バッテリー取り扱いおよび保管する場合の警告	
4. 駆動用バッテリー液漏れ時の対応方法 .....	9
5. 駆動用バッテリー火災時の対応 .....	10
6. 駆動用バッテリー梱包要領 .....	10
7. 駆動用バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書 .....	11
■【駆動用バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書】記入例	
■【駆動用バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書】	
■バッテリー売却にかかる約款	

本マニュアルの内容は予告なく変更する場合があります。

# 1. はじめに

このマニュアルは使用済みハイブリッド自動車廃棄時に、搭載されている駆動用バッテリーのリサイクルを目的として、駆動用バッテリーの回収について解説するものです。

本マニュアルに記載しているハイブリッド車の駆動用バッテリーには、ニッケル水素バッテリーを使用しています。

車両からのニッケル水素バッテリー取り外しおよび梱包方法については、各車種別に「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル」がありますので、そちらを必ずお読みください。

また、リチウムイオンバッテリー搭載車の駆動用バッテリー取り外し・梱包については各車種別の「駆動用バッテリー取り外しマニュアル」がございますので、そちらをご参照願います。

ニッケル水素バッテリーは、高電圧かつ重量物のため、本書ならびに各車種別の「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル」を熟読の上、安全に作業を行ってください。

取り外しを含め、高電圧部位を扱う作業を行っていただくにあたっては、事前に労働安全衛生法第59条ならびに労働安全衛生規則第36条により、特別講習の受講が義務付けられています。




ニッケル水素バッテリーは、回収してリサイクルされますので、絶対に廃棄しないでください。必ず本書に従い、ホンダバッテリー回収窓口に連絡し、運送事業者に回収してもらってください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部が改正されました。(第九条第二号)  
解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として、使用済自動車から取り外す必要のある部品にリチウムイオン電池、ニッケル水素・電池が追加されました。

(2012年2月1日から施行)

## ■安全に関する表示について

※以下のシンボルマークのある項目は、安全に関して特に重要な事項を説明しています。必ずお読みください。

 危険	指示に従わないと、死亡または重大な傷害に至るもの
 警告	指示に従わないと、死亡または重大な傷害に至る可能性があるもの
 注意	指示に従わないと、傷害を受ける可能性があるもの

## 2. 駆動用バッテリーのリサイクル概要

### 《 ニッケル水素バッテリー 》

回収されたバッテリーは有効活用されます。ハイブリッド車廃棄時のバッテリーリサイクルに、ご協力をお願いいたします。



警告

- 車両廃棄の際は駆動用バッテリーを必ず取り外してください。
  - ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、ニッケル水素バッテリーを搭載したまま車両のプレスなどを行うとニッケル水素バッテリーが破損し、
    - 短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
    - ニッケル水素バッテリーから漏れた電解液による炎症等を負う恐れがあります。
  
- 使用済みの駆動用バッテリーは他の車両への搭載や、転売等をしないでください。
  - ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、適切に回収されずに第三者が高電圧部位に触れると感電する恐れがあります。
  - また、適切に回収されないニッケル水素バッテリーが破損した場合、内部に強アルカリ性の電解液を使用しているため炎症等を負ったり、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
  - ニッケル水素バッテリーは搭載されているHondaハイブリッド車専用であるため、決められたHondaハイブリッド車以外で使用すると発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
  
- 取り外した駆動用バッテリーは、必ず専用梱包材で梱包してください。
  - 安全確保のため、車両から取り外したら速やかに、指定の専用梱包材で梱包してください。
  
- 駆動用バッテリーに液漏れ、変形、破損、異音や熱の発生が認められる場合は、作業前に必ず下記に連絡し、指示に従ってください。
  - ニッケル水素バッテリーに異常があるまま取り外し作業を行うと短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
  
- 駆動用バッテリーは各車種別「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル」で指示する以上の解体を行わないでください。
  - ニッケル水素バッテリー内部にある電池セルは高電圧を有する場合があるので、本書で指示する以上の解体を行うと短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。

※ 車両から駆動用バッテリーを取り外す際は、ホンダバッテリー回収窓口へご連絡いただき、安全な取り外し・回収にご協力ください。

TEL: 0120-910574 (フリーダイヤル)  
FAX: 0120-918561

※ 車両から駆動用バッテリーを取り外す前、または取り外す際に異常が認められた場合は、必ず下記にご連絡ください。

本田技研工業(株) お客様相談センター  
0120-112010(フリーダイヤル)

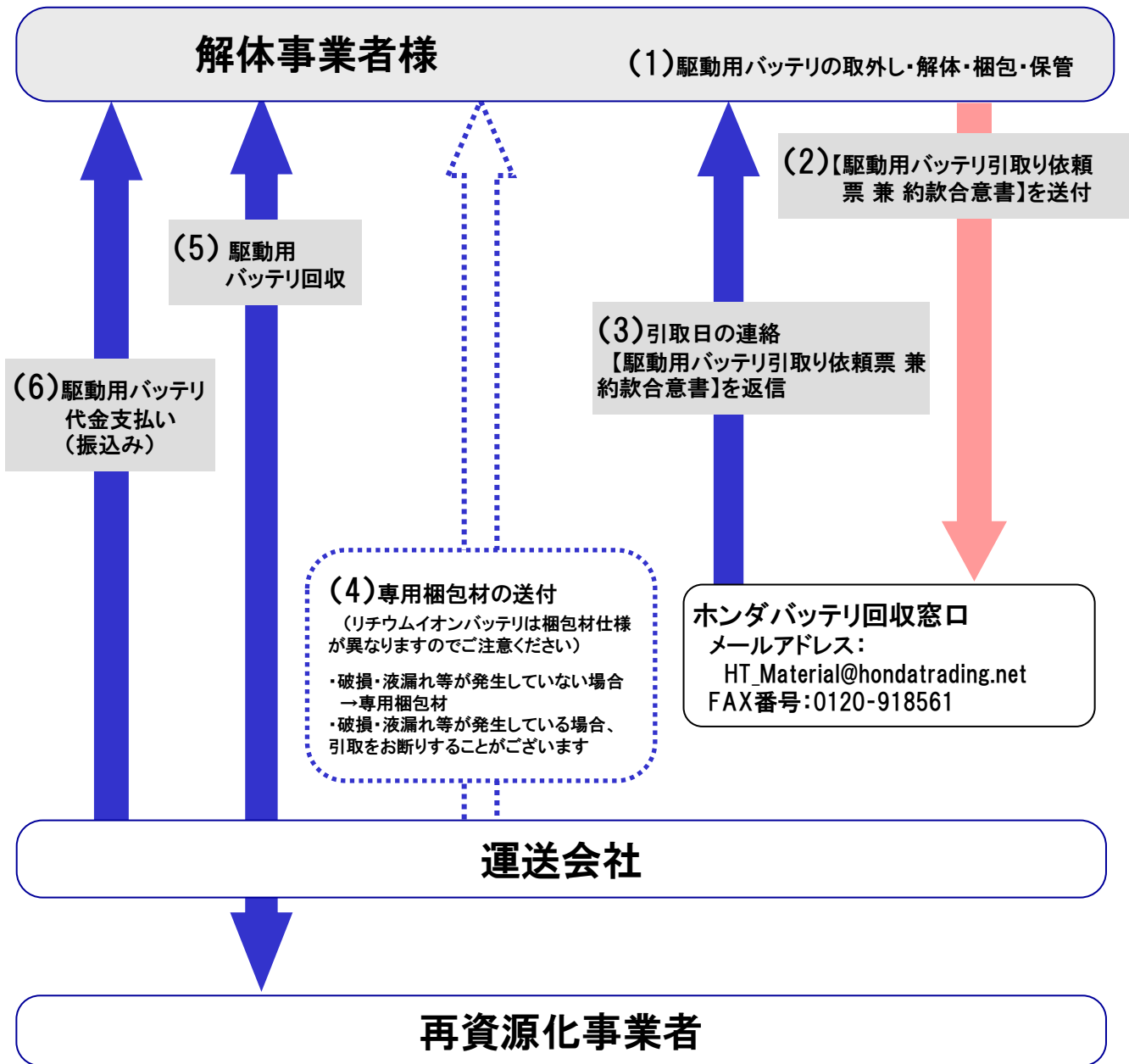
本田技研工業株式会社では転売・譲渡・改造等による専用車両以外への駆動用バッテリーユニット使用による事故・損害等については責任を負いかねます。

転売・譲渡・改造等の結果、事故防止を目的とする使用環境の制限、使用条件の制限、設置据付条件の制限、使用前準備の制限、使用者の制限、予測される誤使用の禁止、保守・点検、異常時の処置等についての告知がされないことによりその後の使用者等において危険性が認識されず、事故が起こった場合、転売・譲渡等を行った事業者等の製造物責任が問われる可能性があります。

本田技研工業株式会社では駆動用バッテリーユニットの回収を実施していますのでご利用ください。

## ■ 駆動用バッテリーの回収・リサイクル フロー

駆動用バッテリーは、下図の流れで回収・リサイクルを行います。



**「駆動用バッテリー代金」:2,627円/個(税抜き価格2,389円)**

(消費税込み 2019年10月現在)

※ 金額は予告なく変更する場合がありますので、ご了承願います。

2012年8月20日 引取りご依頼分より、駆動用バッテリー買取代金の支払い方法は、銀行振り込みとさせていただきます。また、駆動用バッテリー買取りが発生する場合におきましては、売買契約にご同意いただくことが必要となりました。

売買契約の条件は、【バッテリー売却にかかる約款】に記載されております。約款の内容を確認してから駆動用バッテリーの取り外しを行い、【駆動用バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書】を作成し送付をしてください。

ご不明な点は、ホンダバッテリー回収窓口  
TEL:0120-910574(フリーダイヤル)へお問い合わせください。

## ■ 駆動用バッテリー回収手順

### (1) 駆動用バッテリーの取り外し・梱包・保管およびバッテリー売却にかかる約款の確認

- 取り外し作業手順および梱包作業については、各車種別の「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル」をご覧ください。
- 保管については本書の「駆動用バッテリーの取り扱いおよび保管する場合の警告」をご覧ください。
- 「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル」通りに、取り外し作業をしていただかないと、正しく梱包できません。
- 梱包マニュアルの指示通りに梱包できていない場合、回収できない場合もございます。
- バッテリー売却に関する約款については、回収依頼前に必ずご確認ください。記名・押印は不要ですが、買取りにあたっての合意事項が記載されております。

### (2) 【駆動用バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書】をメールもしくはFAXで送信

- ホームページからダウンロードもしくは本書より原紙を印刷して必要事項をご記入し、ホンダバッテリー回収窓口に送信してください。

※ ご記名について

法人代表者様のご記名をお願いします。

※ 会社名は、略称や屋号ではなく、登記上の会社名をご記入ください。

メールアドレス HT\_Material@hondatrading.net

FAX番号 0120 - 918561

### (3) 引取日のご連絡

- ホンダバッテリー回収窓口より引取日などをご案内します。  
(上記(2)で送付して頂いた【駆動用バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書】に、引取日などの情報を記載し返信します。)

### (4) 専用梱包材等の送付

- ニッケル水素バッテリー運送に用いる「専用梱包材」を送付します。
- 破損・液漏れ等が発生している場合は、引取をお断りすることがございます。  
(リチウムイオンバッテリーは梱包仕様が異なりますのでご注意ください)

### (5) 回収

- 指定の運送会社が引取りに伺います。
- ニッケル水素バッテリーの所有権は運送会社に引き渡した時点で本田技研工業株式会社に移転いたします。

### (6) 代金のお支払い

- ニッケル水素バッテリー代金のお支払い(振込み)は、運送会社から振込まれます。(毎月末日を締め日とし、翌月末迄に振込まれます。)

### 3. 駆動用バッテリー高電圧回路作業の注意 《ニッケル水素バッテリー》

#### ■高電圧回路作業の全般的な警告



警告

- 駆動用バッテリーは直流高電圧回路が使用されているので、解体作業を行う場合は、電気回路遮断と絶縁処理を確実に実施してください。  
ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、電気回路を遮断しなかったり絶縁処理を行わずに作業を行った場合、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- 「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル」の指示手順以外の高電圧部位の分解やハーネスの切断は絶対に行わないでください。  
ニッケル水素バッテリーの取り外しには高電圧回路の作業を伴います。高電圧遮断後であっても不用意な分解やケーブル、ハーネス等の切断は、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- 作業中の車両には高電圧注意標示「高電圧作業中触るな」をステアリング、および作業場所に表示し、安全を確保してください。  
ニッケル水素バッテリー取り外し作業中、第三者が不用意にイグニッションスイッチを「ON」にした場合、高電圧が復活し、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- 駆動用バッテリーの取り外し作業は、一人で行わないでください。  
ニッケル水素バッテリーの取り外しには高電圧回路の作業を伴います。単独での作業は万一の際、救援を求めることができません。必ず複数人での作業、または他の人から作業状況が見えるようにして作業を行ってください。
- 短絡の恐れのある金属製品を身につけて作業をしないでください。  
ニッケル水素バッテリーの取り外しには高電圧回路の作業を伴います。身につけた金属製品が高電圧部位に接触すると、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- ペースメーカー等の電子医療機器装着者はこのシステムの作業を絶対に行わないでください。  
ニッケル水素バッテリーの取り外しには高電圧回路の作業を伴います。電子医療機器に影響を及ぼし重大な傷害を受けたり、最悪の場合死亡する恐れがあります。
- 不用意に高電圧部位に触らないでください。  
ニッケル水素バッテリーの取り外しには高電圧回路の作業を伴います。不用意に触れると短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- 重機による作業は行わないでください。  
ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、重機による作業で駆動用バッテリーに衝撃を与えたり、ニッケル水素バッテリーが破損した場合、  
- 短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。  
- ニッケル水素バッテリーから漏れた電解液による炎症等を負う恐れがあります。

## ■高電圧回路作業を行う場所についての警告



警告

- 雨や水がかかったり、結露が発生するような環境で作業しないでください。

ニッケル水素バッテリーは内部に高電圧部位があるため、水分により濡れた場合、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。

- 必ず消火設備のある場所または消火器（油火災、電気火災に適合したもの）がある場所で作業を行ってください。

ニッケル水素バッテリーが万一、短絡による発火、発煙等を起こした場合に対応できる必要があります。

- 周囲に障害物のない、安定した床面の安全に作業できる場所で作業を行ってください。

ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、落としたり、転倒させて衝撃を与えてニッケル水素バッテリーが破損した場合、

- 短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- ニッケル水素バッテリーから漏れた電解液による炎症等を負う恐れがあります。

- 駆動用バッテリーが長時間直射日光にさらされたり、高温になる場所では作業を行わないでください。

ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、高温による変形などによりニッケル水素バッテリーが破損した場合、

- 短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- ニッケル水素バッテリーから漏れた電解液による炎症等を負う恐れがあります。



## ■ 駆動用バッテリー取り扱いおよび保管する場合の警告



警告

- 取り外した駆動用バッテリーは、必ず専用梱包材で梱包してください。  
取り外し後は、「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル」の「駆動用バッテリー梱包要領」に従い、バッテリーの分解はせずに梱包し、保管ください。
- 駆動用バッテリーに、衝撃を与えたり圧力をかけないでください。  
ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、衝撃や圧力を与えニッケル水素バッテリーが破損した場合、
  - 短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
  - ニッケル水素バッテリーから漏れた電解液による炎症等を負う恐れがあります。
- 駆動用バッテリーが長時間直射日光にさらされたり、高温になる場所に保管しないでください。  
ニッケル水素バッテリーは内部に強アルカリ性の電解液を使用しています。高温によるニッケル水素バッテリーの変形・損傷などが発生した場合、液漏れを起こし炎症等を負ったり、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- 雨や水がかかったり、結露が発生するような環境で駆動用バッテリーを保管しないでください。  
ニッケル水素バッテリーは内部に高電圧部位があるため、水分により濡れた場合、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
- 周囲に障害物のない、安定した床面に置いて保管してください。  
ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、落としたり転倒させて衝撃を与えてニッケル水素バッテリーが破損した場合、
  - 短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
  - ニッケル水素バッテリーから漏れた電解液による炎症等を負う恐れがあります。
- 駆動用バッテリーは積み重ねたり、他の物を載せたり、不安定な場所に置いたりしないでください。  
ニッケル水素バッテリーには高電圧部位があるため、落下させたり重量物を乗せてニッケル水素バッテリーが破損した場合、
  - 短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。
  - ニッケル水素バッテリーから漏れた電解液による炎症等を負う恐れがあります。
- 駆動用バッテリーが液漏れしていた場合は、必ず液漏れ時の対応方法に従って対処してください。  
ニッケル水素バッテリーは内部に強アルカリ性の電解液を使用しています。漏れた電解液に不用意に触れると、炎症等を負う恐れがあります。

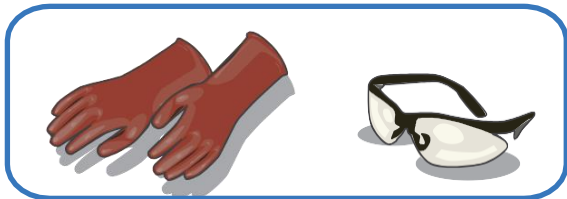
## 4. 駆動用バッテリー液漏れ時の対応方法 《ニッケル水素バッテリー》



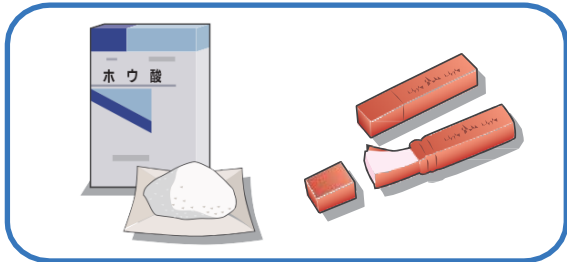
警告

- ニッケル水素バッテリー液漏れ時は、下記の要領に沿って正しい中和作業を行ってください。  
ニッケル水素バッテリー液には強アルカリ性の水酸化カリウム水溶液を用いています。処置を誤ると炎症などの重大な障害を受けることがあります。
- ニッケル水素バッテリー液が目に入ったり皮膚に付着しないよう十分注意してください。万一、目に入ったり皮膚に付着した場合は、直ちに大量の水で洗浄した後、専門医の診断を受けてください。  
ニッケル水素バッテリー液が目に入ったり皮膚に付着すると、失明や障害を受ける危険があります。
- 漏出したニッケル水素バッテリー液に、第三者が不用意に触れることのないよう、ガード等で周囲を封鎖するなどの措置を講じてください。  
ニッケル水素バッテリー液が目に入ったり皮膚に付着すると、失明や障害を受ける危険があります。

ニッケル水素バッテリー液は強アルカリ性です。また、無色無臭のため見た目だけでは判別できません。ニッケル水素バッテリー取り外し作業時に、万一、ニッケル水素バッテリー付近に液漏れが確認された場合は、ニッケル水素バッテリー液が含まれる恐れがあるため、下記の手順により飽和ほう酸水で中和作業を行ってから、ニッケル水素バッテリーの取り外し作業を行ってください。



- (1) 作業は、耐アルカリ性のゴム手袋・保護メガネを必ず着用の上で行ってください。



- (2) 赤色リトマス試験紙、中和剤(飽和ほう酸水)を事前に準備してください。  
中和剤は、粉末のほう酸(800g)を水(20L)に溶かして作る飽和ほう酸水を用意してください。

【参考】

赤色リトマス試験紙、ほう酸は薬局で購入できます。

- (3) 赤色リトマス試験紙を漏れた液につけ、変色の有無を確認してください。赤色リトマス試験紙が青色に変化した場合、中和剤(飽和ほう酸水)をかけ、変色しなくなるまで中和して、ウエス等で漏れた液を拭き取ってください。
- (4) 中和作業時にガスが発生する場合があります。野外では風上側から、屋内の場合は十分に換気をしながら行ってください。
- (5) ニッケル水素バッテリー液が皮膚に触れた場合は、直ちに多量の水で洗い流してください。ニッケル水素バッテリー液が付着した衣服は直ちに脱いでください。
- (6) ニッケル水素バッテリー液が万一、目に入った場合は、こすらずに直ちに多量の水で洗い流してから専門医の診断を受けてください。

※事故などで、損傷を受けた車両および「ニッケル水素バッテリー(IMA バッテリー)」の処置は  
HONDAホームページ『電気自動車(EV)・ハイブリッド車レスキュー時の取り扱い』をご参照ください。  
<http://www.honda.co.jp/rescue-auto/>

## 5. 駆動用バッテリー火災時の対応



警告

- ニッケル水素バッテリー付近に万一火災が生じた場合は、消火器(油火災:ガソリン、石油、油などによる火災および電気火災:電気配線、電気機器などによる火災に有効な消火器)で消火してください。

初期消火については、少量の水による消火はかえって危険な場合があるため、水をかける場合は消火栓などから多量に放水するか、消防隊の到着をまってください。

## 6. 駆動用バッテリー 梱包要領 《 ニッケル水素バッテリー 》

廃棄車両より取り外した駆動用バッテリーは、下記要領で梱包し、運送会社に渡してください。



警告

- ニッケル水素バッテリーが破損している場合は、ニッケル水素バッテリー液漏れ時の対応方法に従い安全に作業を行ってください。

- 送付される指定の梱包材を使用し、運送会社に渡してください。

ニッケル水素バッテリー液が漏れている場合は「専用梱包箱」を送付いたしますので、「駆動用バッテリー液漏れ時の対応方法」に従い、中和作業を行ったうえで「専用梱包箱」に入れてください。

ニッケル水素バッテリー液は強アルカリ性のため炎症等を負う恐れがあります。

- ニッケル水素バッテリーを保管する場合は、「駆動用バッテリー取り扱いおよび保管する場合の警告」に従い、安全に保管してください。

ニッケル水素バッテリーは内部に高電圧部位があるため、水分により濡れたり、何らかの原因で変形・破損した場合、短絡による発火、発煙、破裂および感電等の恐れがあります。

### ■ ニッケル水素バッテリー梱包手順

各車種別「駆動用バッテリー取り外し・梱包マニュアル」に従い、取り外し作業を済ませた状態から梱包作業を開始してください。マニュアルに記載以上の解体は行わないでください。

## 7. 駆動用バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書

### ■【駆動用バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書】記入例

<b>(解体事業者様用・整備業者様用)</b> <b>ニッケル水素バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書</b> <small>引取り依頼は、本票に所定事項を記入いただき、ホンダバッテリー回収窓口宛にFAXもしくはメールを送付して下さい。本田技研又は委託先の収集運搬事業者がお引取り致しますので、『ニッケル水素バッテリー売却にかかる約款』を必ずお読み下さい。『引取り依頼票』を送付いただいた時点で、約款にご同意いただいたものとさせていただきます。</small>		<ハイブリッド車用> ホンダバッテリー回収窓口行 依頼先 FAX : 0120-918561 E-Mail : HT_Material@hondatrading.net	
		管理No. <b>※枠内は記入不要です</b>	
依頼会社名	住所 〒 123-4567 埼玉県和光市本町〇〇-〇	ご依頼日 2017年10月1日	
	会社名 和光自動車解体(株)	ご支店名 本町店	定休日 毎週水曜
担当者名	和光 太郎 様	TEL 048-123-4567	FAX 048-123-6789
		Eメールアドレス Wakojidousya_kaitai@kaitai.co.jp	

◆引取り依頼の前に ニッケル水素バッテリーは「駆動用バッテリー回収マニュアル」および「駆動用バッテリー取り外しマニュアル」に従って車両から取り外し後、絶縁処理を行ってください。取り外し後の保管は、雨濡れ厳禁です。尚、マニュアルは本田技研工業のホームページよりダウンロードできます。  
 URL : [http://www.honda.co.jp/auto-recycle/recycle\\_07.html](http://www.honda.co.jp/auto-recycle/recycle_07.html)

◆引取りバッテリーの車両情報

車種名	型式	フレームNo.
フィット	GP1	1234567
駆動用バッテリー種別	ニッケル水素バッテリー (Ni-MH)	<input checked="" type="checkbox"/> ←左記バッテリーで間違いありません※1
廃棄が発生した理由	1. 廃車からの取外し 2. その他 ( )	
ニッケル水素バッテリー本体の破損・液漏れ等の確認 ※1 (「はい」・「いいえ」のどちらかにチェックをして下さい)	1. 搭載されていた車両は水没車ではない <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 2. 搭載されていた車両は火災車ではない <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 3. バッテリーに損傷はない <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 4. バッテリーは発熱していない(熱くなく、常温である) <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 5. バッテリーは水に濡れていない <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 6. バッテリーから液漏れはおきていない <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 7. 回収マニュアルに従った絶縁処理を行った <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 8. 梱包後のバッテリーは雨水などで濡れない場所に保管している <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 9. その他(通常と違う、気になる、不明である点)はない <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

※1 : チェック欄が空白のバッテリーは、本票では引き取り依頼できませんので、下記のフリーダイヤルに問い合わせ下さい。

連絡欄 梱包材発送日(ニッケル水素バッテリーのみ) : 月 日 駆動用バッテリー回収日 : 月 日 <b>※枠内は記入不要です</b> 支払い予定日 : 月 日	買い取り額 2,627円 (税抜き価格2,389円)
---	----------------------------------

◆銀行口座情報について 駆動用バッテリーの買い取り費用をお支払しますので、振込口座情報をご記入ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カタカナでご記入ください)
太陽	銀行 和光 支店	当座 普通	1 2 3 4 5 6 7 8	ワコウ ジロウ
	支店コード 33333			

◆問い合わせ先 ご不明な点は、ホンダバッテリー回収窓口 0120-910574 (フリーダイヤル) へ問い合わせください。

原紙は1ページ後にあります。

**(解体事業者様用・整備業者様用)**

＜ハイブリッド車用＞

**ニッケル水素バッテリー引取り依頼票 兼 約款合意書**

引取り依頼は、本票に所定事項を記入いただき、ホンダバッテリー回収窓口宛にFAXもしくはメールを送付して下さい。本田技研又は委託先の収集運搬事業者がお引取り致しますので、『ニッケル水素バッテリー売却にかかる約款』を必ずお読み下さい。『引取り依頼票』を送付いただいた時点で、約款にご同意いただいたものとさせていただきます。

依頼先	ホンダバッテリー回収窓口行
	FAX : 0120-918561 E-Mail : HT_Material@hondatrading.net
管理No.	

依頼会社名	住所 〒			ご依頼日	
	会社名			ご支店名	定休日
担当者名	様			TEL	FAX
Eメールアドレス				@	

◆引取り依頼の前に ニッケル水素バッテリーは「駆動用バッテリー回収マニュアル」および「駆動用バッテリー取り外しマニュアル」に従って車両から取り外し後、絶縁処理を行ってください。取り外し後の保管は、雨濡れ厳禁です。尚、マニュアルは本田技研工業のホームページよりダウンロードできます。  
URL : [http://www.honda.co.jp/auto-recycle/recycle\\_07.html](http://www.honda.co.jp/auto-recycle/recycle_07.html)

◆引取りバッテリーの車両情報

車種名	型式	フレームNo.
駆動用バッテリー種別	 <b>ニッケル水素バッテリー (Ni-MH)</b>	<input type="checkbox"/> ←左記バッテリーで間違いありません ※1
廃棄が発生した理由	1. 廃車からの取外し 2. その他 ( )	
ニッケル水素バッテリー本体の破損・液漏れ等の確認 ※1 (「はい」・「いいえ」のどちらかにチェックをして下さい)	1. 搭載されていた車両は水没車ではない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	2. 搭載されていた車両は火災車ではない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	3. バッテリーに損傷はない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	4. バッテリーは発熱していない(熱なく、常温である)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	5. バッテリーは水に濡れていない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	6. バッテリーから液漏れはおきていない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	7. 回収マニュアルに従った絶縁処理を行った	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	8. 梱包後のバッテリーは雨水などで濡れない場所に保管している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	9. その他(通常と違う、気になる、不明である点)はない	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※1 : チェック欄が空白のバッテリーは、本票では引き取り依頼できませんので、下記のフリーダイヤルに問い合わせ下さい。

連絡欄	梱包材発送日(ニッケル水素バッテリーのみ) : 月 日	買い取り額 <b>2,627円</b> (税抜き価格2,389円)
	駆動用バッテリー回収日 : 月 日	
	支払い予定日 : 月 日	

◆銀行口座情報について 駆動用バッテリーの買い取り費用をお支払いますので、振込口座情報をご記入ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カタカナでご記入ください)
銀行 金庫 信組	支店 支店コード	当座 普通		

◆問い合わせ先 ご不明な点は、ホンダバッテリー回収窓口 0120-910574 (フリーダイヤル) へ問い合わせください。

## ニッケル水素バッテリー売却にかかる約款

駆動用バッテリー引取り依頼票(以下、「引取り依頼票」という。)記載の売主(以下、「甲」という。)は、買主 本田技研工業株式会社(以下、「乙」という。)と、次に定める条件(以下、「本約款」という。)に従い、ニッケル水素バッテリーの売買を行う。

### 第1条(目的)

甲は、乙が販売する製品に搭載される駆動用ニッケル水素バッテリー等のうち、第2条で定める引取り依頼票に記載されたもの(以下、「本物件」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

### 第2条(売買契約)

1. 甲は、乙指定の引取り依頼票を、ファクシミリその他乙が定める方法により、乙に送付することにより、本物件の売買を申し込む。甲は、引取り依頼票に本物件の品名、仕様、数量及び引渡場所その他必要な事項を記載する。
2. 乙は、引取り依頼票の受領後、乙の5営業日以内に、乙又は別途乙が指定する者をして、前項の申込みに対する諾否を、当該引取り依頼票に記載し、これを返送することにより甲に通知する。なお、乙は、引取り依頼票の内容を適宜修正することができるものとし、その場合、乙は当該修正の内容を、速やかに甲に通知する。
3. 前項の定めに従い、乙が、第1項の申込みを承諾する旨を記載した引取り依頼票を返送した場合、当該返送の時点をもって、本物件に係る甲乙間の売買契約(以下、「売買契約」という。)が成立したものとみなす。

### 第3条(売買代金)

1. 甲が乙に売渡す本物件の売買代金(以下、売買代金という。)は、別に定める単価に基づく。
2. 乙は、第4条に定める本物件の引渡し完了日の属する月の翌月末日までに、本物件の売買代金及びこれに係る消費税等相当額の合計額を、別途甲の定める甲の銀行口座に振り込む方法により甲に支払う。振込手数料は乙の負担とする。

### 第4条(引渡し)

1. 甲は、乙又は乙が指定する者に対し、引取り依頼票に定める引渡日に、甲の事業所にて本物件を引渡す。
2. 乙は、前項による引渡しの後、遅滞なく引渡場所において甲の立会いのもとに、別途乙が定める基準により、これを検収する。
3. 前項の検収完了をもって、甲から乙への本物件の引渡し完了とする。
4. 甲は、第1項に定める引渡しの時点で、本物件が甲の所有物であることを保証する。

### 第5条(所有権の移転及び危険負担)

1. 本物件の所有権は、本物件の引渡し完了時点で甲より乙に移転する。
2. 本物件の引渡し完了までに生じた本物件の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、乙の責めに帰すべきものを除き、甲の負担とする。

### 第6条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本約款又は売買契約の履行につき知りえた相手方の営業上、技術上の全ての情報を秘密として保持しなければならない。かつ、事前の相手方の書面による承諾なしに、これらを第三者へ開示し、漏洩し、又は本約款又は売買契約の履行以外の目的に利用してはならない。ただし、次の各号に定める情報は、この限りでない。
  - (1) 相手方から開示を受ける前に既に公知であったもの
  - (2) 相手方から開示を受ける前に既に自己が所有していたもの
  - (3) 相手方から開示を受けた後に自己の責によらず公知となったもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したものの
2. 甲は、甲の役員、従業員その他甲が使用する者にも前項の義務を遵守させ、退職後においても当該義務を遵守させるよう必要な措置をとる。

### 第7条(反社会的勢力等の排除)

1. 甲及び乙は、本約款に基づく取引開始時において、自身が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、及びその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者(甲又は乙が自然人である場合は、自身)が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約する。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、本約款に関して次の行為をしないことを約する。
  - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

### 第8条(売買契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本約款又は売買契約上の債務を履行しないときは、相当の期間を定めてその履行を催告のうえ売買契約を解除することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に第7条第1項の規定に反する事実があった場合又は相手方が第7条第2項の規定に違反した行為を行った場合には、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。かつ、なんら催告をすることなく、直ちに売買契約を解除することができる。
3. 前項の規定により解除権を行使した当事者は、売買契約を解除したことによって相手方が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責を負わない。
4. 前項の規定にかかわらず、甲に次の各号に当たる事態が生じた場合には、乙は、売買契約の全部又は一部を予告なく直ちに解除できる。
  - (1) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他これらに類する法的倒産手続の申立があったとき、あるいは解散又は合併の決議をしたとき
  - (3) 手形若しくは小切手の不渡を出し、又は銀行取引停止処分を受けたとき
  - (4) 本約款に定める義務又は売買契約の遂行上重要な財産に対して差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等がなされたとき
  - (5) 前各号に掲げるほか、甲の責に帰すべき事由により売買契約を継続しがたい事態が発生したとき

### 第9条(本約款の変更)

1. 乙は、甲に事前にも通知することなく、本約款の内容を変更することができる。
2. 前項により本約款の内容を変更したときは、乙は、甲に対して当該内容を速やかに通知する。

### 第10条(権利義務の移転禁止)

甲は、事前の書面による乙の承諾を得た場合を除き、本約款又は売買契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

### 第11条(損害賠償)

甲及び乙は、本約款又は売買契約の履行につき、相手方の責めに帰すべき事由により、損害を受けたときは、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができる。

### 第12条(期間)

1. 売買契約の有効期間は、売買契約の締結日から乙による売買代金の支払完了日までとする。
2. 売買契約が解約、解除、その他の理由により終了した場合であっても、第4条(引渡し)第4項、第6条(秘密保持)、第8条(解除)第2項及び第3項、第9条(本約款の変更)、第10条(権利義務の移転禁止)、第11条(損害賠償)、本条第2項及び第13条(裁判管轄)の規定は、本契約終了後も引続き有効に存続する。

### 第13条(裁判管轄)

本約款又は売買契約に関する訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

### 第14条(協議事項)

本約款又は売買契約に定めのない事項及び本約款又は売買契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ解決する。